

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第6号**

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年新潟県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前						
<p><b>第23条</b> （略）</p> <p><u>（条例第15条に規定する規則で定める必要な事項）</u></p> <p><b>第24条</b> <u>条例第15条に規定する規則で定める必要な事項は、次項から第5項までに規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>知事又はこれに置かれる機関（以下この条において「知事等」という。）の使用に係る電子計算機と、申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）をする者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて条例で定めるもの</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下この条において「電子申請等を行う者」という。）を特定するための識別符号及び暗証符号の入力</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>法第74条の規定により</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>申請等に係る書面等</p> </td> </tr> </table>	<p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織</p>	<p>知事又はこれに置かれる機関（以下この条において「知事等」という。）の使用に係る電子計算機と、申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）をする者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織</p>	<p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて条例で定めるもの</p>	<p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下この条において「電子申請等を行う者」という。）を特定するための識別符号及び暗証符号の入力</p>	<p>法第74条の規定により</p>	<p>申請等に係る書面等</p>	<p><b>第23条</b> （略）</p>
<p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織</p>	<p>知事又はこれに置かれる機関（以下この条において「知事等」という。）の使用に係る電子計算機と、申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）をする者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織</p>						
<p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて条例で定めるもの</p>	<p>法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下この条において「電子申請等を行う者」という。）を特定するための識別符号及び暗証符号の入力</p>						
<p>法第74条の規定により</p>	<p>申請等に係る書面等</p>						

読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項の条例で定める場合

(情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。)のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合

- 2 電子申請等を行う者は、知事が定めるところにより、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
- 3 この規則の規定により副本を添えなければならないこととされる申請等について前項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等は、必要な副本を添えて行われたものとみなす。
- 4 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合において、当該原本の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から知事の定める期間内にしなければならない。
- 5 知事等は、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等(情報通信技術活用法第3条第10号に規定する縦覧等をいう。以下この項において同じ。)を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録の保存の方法)

**第25条** 条例第16条第2項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1)・(2) (略)

(電磁的記録の作成の方法)

**第26条** 条例第17条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

**第27条** 条例第18条第2項の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による方法とする。

(電磁的記録の保存の方法)

**第24条** 条例第15条第2項の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1)・(2) (略)

(電磁的記録の作成の方法)

**第25条** 条例第16条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

**第26条** 条例第17条第2項の規則で定める方法は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類による方法とする。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。